

上天草市サッカー協会の会計支出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、上天草市サッカー協会の会計支出における、支出の基準及び金額等について定めることを目的とする。

(審判報酬)

第2条 審判報酬は、協会の審判配置及び手当支給方針により、協会主催の大会等で資格保有者が審判を務めた場合は必ず支給する。

2 審判報酬の基本額は、次の各号のとおりとする。

号	試合の種類	主審の報酬額	副審の報酬額
1	試合時間が40分を超える試合	1,500円	1,000円
2	11人制でない試合または試合時間が40分以下の試合(同点の場合のPK戦及びロスタイムは含まない)	1,000円	500円
3	小学3年以下(キッズ)の試合	500円	

3 審判派遣事業による審判派遣で、競技会の主催者側から審判謝礼が支給されない場合の加算額は上記の例をとる。

(旅費)

第3条 協会の旅費は、協会役員等が上部団体等の会議等に出席する場合に次のとおり支給する。なお、上天草市内の会議及び大会等への出席には旅費・日当は支出しない。

区分	基準	金額	その他	
交通費	(1) バス、列車、船舶、航空機等を利用した場合	実費	領収書で確認	
	(2) 自動車を使用した場合で、燃料費が確定できる場合	実費	領収書で確認	
	(3) 上記によらない場合は、参加者の居住する市役所(支所)庁舎からの距離に応じた次の額	150km未満	2,000円	
		150km~250km未満	3,000円	
		250km以上	4,000円	
	(4) 高速道路を利用した場合	実費	領収書で確認	
(5) 他の自動車等に同乗した場合	支給しない			
宿泊料	宿泊に伴う食事は含まない	実費	10,000円を上限とする	

2 他の団体から旅費が支給される場合は、差額等が生じても協会からは旅費は支給しない。

(慶弔費)

第4条 協会関係の慶弔費の支出基準は次のとおりとする。

(1) 協会主催の事業等に起因して参加者が死亡した場合は、香典として10,000円。

- (2) 協会主催の事業等に起因して参加者が5日以上の入院を要する疾病を被った場合は、見舞金として5,000円。
- (3) 協会の現役理事・監事が死亡した場合は、協会より花輪を敬供する。
- (4) 協会登録の団体が、市の代表として県大会以上の大会へ出場する場合は、激励として10,000円以内。但し、予選会又は選考会がない大会は除く。
- (5) 各種表彰(感謝状贈呈)に伴う記念品等の額は10,000円以内とする。

(補助金)

第5条 協会の審判資格取得・更新促進事業に基づく補助額は次の各号のとおりとし、申請は、講習を受講した年度内を申請期限とする。

- (1) 4級審判員 1,000円
- (2) 3級審判員 2,000円
- (3) 2級審判員 3,000円
- (4) 1級審判員 5,000円

2 協会の指導者養成・資格取得促進事業に基づく補助額は次の各号のとおりとし、申請は、講習を受講した年度内を申請期限とする。

- (1) D級コーチ 1,000円
- (2) C級コーチ 2,000円
- (3) B級コーチ 3,000円
- (4) A級コーチ 5,000円

(弁当支給)

第6条 協会主催の大会等で事業終了が午後までおよぶ場合は、役員及び協力審判員に予算の範囲内で弁当を支給することができる。ただし、当該者が大会に選手及び監督または帯同審判員として参加している場合は支給しない。

(補則)

第7条 この規程に定めのない事項は、理事会に諮って会長が定める。

付 則

この規程は、平成18年1月1日から適用する。(平成17年12月15日制定)
平成18年2月23日改正